

岡本宮は法起寺にあらず

大山誠

一*

はじめに

法隆寺の東北、奈良県生駒郡斑鳩町岡本（古くは、富郷村岡本字池尻）の地にある法起寺には創建当時の三重塔が現存するが、その初重・二重・三重の寸法が、法隆寺の五重塔の初重・三重・五重と等しく、また建築様式も近いことから、法隆寺の五重塔を模倣して作られたものと考えられている。それだけでなく、この寺と聖徳太子との何らかの関係を予想させるのであるが、鎌倉時代の顕真撰『聖徳太子伝私記』（以下、『私記』とよぶ）には「法起寺塔露盤銘文」（以下、単に「露盤銘」とよぶ）なるものが収録されており、それによれば、聖徳太子が死去する際に山背大兄王に遺言し、太子の山本宮の建物を寺とするように託し、その後、さらに福亮僧正が弥勒像と金堂を、恵施僧正が宝塔を建立したと記されている。また、銘文に見える山本宮は、地名から岡本宮のことと考えられ、それは、『日本書紀』（以下、『書紀』と称す）推古十四年是歳条に聖徳太子が推古天皇に法華経を講じたという岡本宮のことであると考えられている。

* 人文学部教授 — 日本古代史

右のような理解は、ほとんどの解説書等に採用されており、今日の通説的地位を占めていると言つてよいと思う。^①ところが、私は、ここ数年の間、聖徳太子関係史料の再検討を進めてきたのであるが、その結果、厩戸王という人物の実在は確認できるものの、聖人としての聖徳太子という人物は実在せず、養老四年（七二〇）に編纂された『書紀』の中で創作されたものであるという結論に達した。^②つまり、聖徳太子という人物は、『書紀』編者が創作した架空のものということである。創作した目的、また、創作にあたった人物などに関しては、別に詳しく論じたのでここでは省略するが、そう考えた場合、『書紀』推古十四年条の岡本宮の理解も、また、先の「露盤銘」の信憑性も、再検討の必要が生ずることになる。

何故なら、『書紀』における岡本宮は、この推古十四年条以外はすべて飛鳥の岡本宮であるのに、ここだけを斑鳩の岡本宮と考えてよいのか。また、『露盤銘』では、明らかに法起寺の成立を聖人である聖徳太子の遺言によるものとしているが、聖人としての太子が実在しなければ、当然、その史料性に疑問が生ずるからである。

そこで、この度、あらためて、推古十四年条の岡本宮はこの宮を指したもののか、また、『露盤銘』の信憑性は如何という二つの問題について考えてみたのであるが、その結果、従来の通説的理解とは異なる結論に達した。それを簡単に言えば、推古十四年条の岡本宮も、他の記事と同様、飛鳥の岡本宮でなければならず、『露盤銘』は中世に作られたもの、恐らくは法隆寺僧顕真自身による贋作であるうというものである。以下、これについての私見を述べてみたいと思う。^③

一 推古紀十四年条の岡本宮

まず、『書紀』に見える岡本宮の記事を左に列挙しておく。

① 推古十四年条是歳条

皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨国水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

②舒明二年十月十二日癸卯条

冬十月壬辰朔癸卯、天皇遷於飛鳥岡傍。是謂岡本宮。

③舒明八年六月条

災岡本宮。天皇遷居田中宮。

④齊明二年是歲条

於飛鳥岡本、更定宮地。時、高麗・百濟・新羅、並遣使進調。為張紺幕於此宮地、而饗焉。遂起宮室。

天皇乃遷。号日後飛鳥岡本宮。

⑤天武元年九月十五日癸卯条

自嶋宮移岡本宮。

⑥天武元年是歲条

宮宮室於岡本宮南。即冬、遷以居焉。是謂飛鳥淨御原宮。

問題の①の記事を除くと、②と③は舒明の飛鳥岡本宮、④と⑤は齊明の後飛鳥岡本宮を指し、⑥は齊明の後岡本宮を継承していた天武が、その南に新しい宮室（東南郭、かつてはエビノコ郭とよばれた）を造営したという記事である。これら相互の關係であるが、最近の小沢毅氏の研究によると、これらはすべて飛鳥の正宮として同じ場所に営まれたもので、まず舒明の飛鳥岡本宮が造営され、焼失後、皇極朝に同地に飛鳥板蓋宮が造営され、齊明朝にその板蓋宮が焼失した後、やはり同地に後飛鳥岡本宮が造営され、そこに壬申の乱後、天武が入り、東南郭が拡充されて全体として飛鳥淨御原宮とよばれることになるものである。⁴つまり、舒明の飛鳥岡本宮、皇極の飛鳥板蓋宮、齊明の後飛鳥岡本宮、天武の飛鳥淨御原宮はいずれも同じ場所に飛鳥の正

宮として造営されたもので、宮号の「飛鳥……宮」という共通の呼称は同一地域を意味し、個々の名称は、後代にそれらを区別するための呼称ということである。

さてそこで、①の推古十四年条の記事であるが、単純に、ここに見える岡本宮を飛鳥の岡本宮と考えるには若干の問題がありそうである。

第一に、岡本宮の造営を記す最初の記事は②の舒明二年のもので、それ以前に飛鳥に宮室が営まれた形跡はないことである。その段階では、推古の正宮は小墾田宮であり、皇太子（聖徳太子）もすでに斑鳩宮に遷っている。従って、推古十四年の記事に、舒明以後の正宮となる岡本宮が登場するのは、唐突の感を免れないことは確かである。

第二に、これとは別に、たまたまと言うべきか斑鳩にも岡本の地名があり、そこに法起寺が存在し、地名により岡本寺ともよばれた形跡があることである（これが誤解にもとづくことは後述する）。また、斑鳩宮ともきわめて近く、そこに聖徳太子の関係する施設があったとしても不思議とは言えず、おまけに、現存する法起寺の三重塔は、法隆寺を模倣したものなのである。加えて、聖徳太子の法華経講説を喜んだ推古天皇が播磨国の水田百町を太子に施し、太子がこれを斑鳩寺に納めたというのであるから、ますます斑鳩の地が重視されるわけである。そのため、いつの頃からか、この地に聖徳太子の宮があり、のち寺となったのが法起寺であるという伝承が成立し、それがさらに推古十四年条の岡本宮であるとされるようになったのも無理からぬことであつた。

しかし、右の二点により、果たして、推古十四年条の岡本宮を法起寺の前身と断定することができるであろうか。第一点に關して言えば、もともと聖徳太子の实在性は疑問で、この法華経講説の話も中国の故事を真似て作つたとされていることは周知の所であらう。とすれば、これを推古十四年当時のものと考える必要はなく、『書紀』の聖徳太子関係記事が述作されたと考えられる『書紀』編纂の最終段階、すなわち養老四年当時の状況

を踏まえて書かれたとすることも可能であろう。また、第二点に關しても、今日、法起寺の地が岡本とよばれていることは確かであるが、この岡本の地名は、平安前期までの文献では、ただ一つ『日本靈異記』(以下、『靈異記』と称す)に見えるだけで、何よりも法隆寺を中心とする聖德太子關係史料には一切見えないのである。もちろん、『靈異記』の記事は無視すべきではないが、その成立が平安初期に下る以上、それだけで、安易に、推古十四年条の岡本宮を法起寺の前身としての斑鳩の岡本宮と考えるべきではなく、なお慎重に考えねばならないと思うのである。

二 法起寺の名称

そこで検討すべきは、法起寺が、奈良時代において何とよばれていたか、特に、岡本寺とよばれていたか否かである。

法起寺について言及したと推測しうる文献のうち平安前期までのものをあげてみると、最初は、天平十九年(七四七)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下、『法隆寺資財帳』と称す)で、太子建立の七ヶ寺の一つとして池後尼寺が見える。ついで、宝龜二年(七七二)の撰とされる『七代記』には「法起寺。時人喚為池後寺」とあり、初めて法起寺という法号が現れるが、明らかに法隆寺を真似た呼称で、どの程度正式なものかは不明である。しかし、これにより、法起寺と池後寺が同じ寺であることは確認できたと言えよう。また、平安前期のものとしては『上宮聖德法王帝説』(以下、『帝説』と称す)、『上宮聖德太子伝補闕記』(以下、『補闕記』と称す)があるが、やはり池後寺とある。さらに『聖德太子伝暦』(以下、『伝暦』と称す)にも「池後寺、又名法起寺」と記されている。

以上は、いずれも法隆寺を中心とする聖德太子信仰の中で作成された文献であるが、法起寺の名称は、一貫

して池後寺（あるいは池後尼寺）とされており、岡本寺の呼称が使われた形跡はないことが分かる。

それどころか、これらの文献のうち『法隆寺資財帳』『帝説』『補闕記』には岡本宮における法華経講説の記事自体がなく、『七代記』と『伝暦』には相当する記事はあっても、単純に『書紀』を援用するだけで、その岡本宮を斑鳩とも法起寺とも結び付けていないのである。つまり、平安前期までの段階では、法隆寺およびその周辺においては、意外なことに法華経講説に関する関心は薄く、それが行われた岡本宮と法起寺とを結び付ける発想すらなかったのである。

それに加えて、近時、飛鳥池遺跡より次のような木簡が発見されている。⁽⁶⁾

「『輕寺』波若寺 瀆尻寺 日置寺 春日ア 矢口
石上寺 立ア 山本 平君 龍門 吉野 ー」

同時出土の木簡に「丁丑年」の干支を記したものがあり、これは天武六年（六七七）と考えられるから、この木簡の年代も、七世紀末頃のものとしてよいであろう。そして、ここに見える瀆尻寺は池後寺、山本（寺）は岡本（寺）のこととしてよいとすると、池後寺とは別に岡本寺があったことになる。ともかく、この山本寺がどの寺かは分からないにしても、少なくとも七世紀末段階において、池後寺すなわち法起寺が岡本寺とはよばれていなかったことは確かで、このことは八世紀初頭の『書紀』編集時点でも同様と考える余地が大きいと言えるのではなからうか。

つまり、八世紀における聖徳太子関係の文献においては、法起寺は、本来の呼称は池後（尼）寺で、奈良時代末頃に法起寺という法号も成立したと考えられるのである。

三『靈異記』の岡本宮と岡本尼寺

ところが、ここに唯一の例外がある。弘仁年間(八一〇—八二四)頃、最終的に成立したとされる景戒撰の『靈異記』である。まず、その上巻第四に聖德太子の片岡村遊行説話があり、そこに「皇太子鵜飼岡本宮に居住したまふ時に……」また「岡本村の法林寺」とある。さらに中巻第十七の説話にも「大倭国平群郡鵜飼村の岡本尼寺に、観音の像十二体有す。」とあり、その注に「昔小墾田宮に宇御めたまひし天皇の世に上宮皇太子住みたまふ所の宮なり。太子誓願を發して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。」と見える。まさしく、「鵜飼の岡本宮」「大倭国平群郡鵜飼村の岡本尼寺」と記されているのである。これによれば、聖德太子の宮を岡本宮といい、そこが聖德太子の誓願により岡本尼寺とされたとせねばならず、その岡本尼寺が地名により法起寺を指す可能性は極めて高いと言ふことになる。古代史研究における『靈異記』の史料としての重要性は明らかで、これを無視することは許されない。とすれば、やはり通説のごとく、推古十四年条の岡本宮は斑鳩の地であり、それが法起寺となったと考えるべきなのであろうか。

しかしである。それでは、法起寺を一貫して池後(尼)寺とよんできた『法隆寺資財帳』や『七代記』『帝説』を始めとする聖德太子関係の文献との関係はどうなるのであろうか。もちろん、これを解決する便法としては、法起寺の地には池後と岡本の二つの地名があり、そのため池後寺とも岡本寺ともよばれたとすればよいかも知れない。しかし、同時に二つの地名と寺名を持つというのは、あまりにも不自然であり、考えがたいことである。

つまり、『靈異記』と『法隆寺資財帳』以下の聖德太子関係史料との間には矛盾と言うべきか、越えがたい溝があるのである。結局、岡本宮と法起寺の問題は、この点をどのように解決するかにかかっているのではないかと思う。その場合、斑鳩に居住する人々が、法起寺の地名や寺名を知らないはずはあるまいから、斑鳩の地

に密着した『法隆寺資財帳』以下の文献を疑うことは困難であろう。とすれば、問題は、やはり、『靈異記』に、何故、鵜岡本宮、岡本村の法林寺、鵜村の岡本尼寺というような記述があるのかと言うことであろう。以下、これについて考えてみたい。

まず、上巻第四の説話であるが、片岡村遊行説話が、基本的に『日本書紀』を踏襲していることは間違いないが、その外に、太子を「進止威儀、僧の似くして行ひたまひ、しかのみならず勝鬘法花等の經の疏を製りたまひて……」とあるのは、『法隆寺資財帳』に、法華・勝鬘等の經を講じた姿が「その儀、僧の如き」とあり、また、三経義疏を「上宮聖德法王御製」とするのに依拠していることは明確で、その上に、景戒が新たな創作をしたようである。また、中巻第十七の方は、岡本尼寺の觀音像六体が盗まれたが、觀音が驚くなって発見を助けてくれたという話であるが、文中の「平群郡の駅」とか「菩薩池」というのは特定できず、他に具体的地名も人物も登場せず、結局、『靈異記』の話にはもともと伝聞が多いことを考えると、ここも伝聞をそのまま書き記したものに過ぎないと思われる。

そこで、鵜岡本宮、岡本村の法林寺、鵜村の岡本尼寺の記述を考えてみよう。まず、気になるのは岡本村の法林寺という記載である。何故なら、現在の法輪寺は法林寺とか法琳寺とか記されることもあったから、この寺のこととすると、その地は、斑鳩村ではあるが岡本ではなく三井で、そのため三井寺あるいは御井寺とよばれているのである。また、岡本宮であるが、これを斑鳩にあり、聖德太子が居住した宮とするのは、少なくとも平安前期以前においては他にない例がないことである。実は、平群郡に岡本という地名も、他の史料には一切見られないのである。冒頭に述べたごとく、確かに、法起寺の地は、現在は生駒郡斑鳩町岡本で、古くは富郷村岡本字池尻である。しかし、このうちの岡本という地名は、決して古代に遡ることはないのである。

とすれば、『靈異記』に何らかの錯誤を想定することは不可能ではなさそうである。その錯誤とは何かであり、何によるかであるが、私見では、その原因は推古十四年条の誤読にあると思う。『書紀』によれば、その

年、聖徳太子は岡本宮で法華経を講説し、喜んだ推古天皇が、播磨国の水田百町を施したところ、太子がこれを斑鳩寺に納めたとされている。ところが、『書紀』を熟知していたであろう『靈異記』の作者にとつて、聖徳太子の居所が斑鳩宮であり、その宮と一對のものとして斑鳩寺があるということは自明であつたはずである。とすれば、聖徳太子が岡本宮で法華経を講説した結果、水田百町が斑鳩寺に納められたということであれば、その岡本宮こそ、斑鳩寺と一對の斑鳩宮そのものであるという結論に達したとしても不思議ではあるまい。つまり、先に述べたごとく、飛鳥岡本宮は舒明二年にはじめて営まれたのであるから、この推古十四年条の岡本宮は飛鳥ではありえず、斑鳩の岡本宮に違いないというわけである。だからこそ「皇太子鵜岡本宮に居住いたまふ時に……」というように、鵜の岡本宮と称したのである。簡単に言えば、景戒にとつては、斑鳩宮を詳しく言えば鵜の岡本宮ということになつたのである。また、法林寺（法輪寺）も岡本村にあつたとしたのは、聖徳太子関係の地は、斑鳩村の中の岡本ということになつたのである。では、何故、岡本尼寺と、つまり尼寺とされたの認識は、事実上、斑鳩Ⅱ岡本ということになつたのである。では、何故、岡本尼寺と、つまり尼寺とされたのかということであるが、決して池後尼寺を意識したものではあるまい。『法隆寺資財帳』等によれば、池後尼寺は太子建立の寺ではあるが、決して、鵜の岡本宮、すなわち斑鳩宮の後身ではあり得ないからである。斑鳩寺と一對の寺として考えられるのは、中宮尼寺であろう。何故なら、『法隆寺資財帳』によれば、推古が太子の法華勝鬘經の講説により施入した播磨国の水田は伊河留我本寺、中宮尼寺、片岡僧寺の三寺に納められたことになっており、このうち片岡僧寺は斑鳩ではないから別にすると、伊河留我本寺と中宮尼寺が一對の關係に見えることは明らかで、伊河留我本寺は当然法隆寺であろうから、もう一つの中宮尼寺こそ、鵜岡本宮の後身と考えたと思われるからである。

以上により、推古十四年条の岡本宮を斑鳩に考える根拠はなくなつたと考える⁽⁸⁾。残された問題は、それでは推古十四年条の岡本宮はどこかということになる。次に、それを考えてみたい。

四 岡本禪院

古代の平群郡に、岡本なる地名は存在しない。それは、『靈異記』の作者の景戒の誤解であつた。では、皇太子が天皇に法華經を講説するにふさわしい岡本宮はどこにあつたのだろうか。

実は、これまで取えて言及してこなかったのであるが、奈良時代の史料では、岡本の地名は決して珍しいものではない。それどころか、岡本寺も存在するのである。これを、順に紹介しておこう。

まず、岡本寺は、『新抄格勅符抄』に見え、封戸百戸を有し、そのうち五十戸は宝龜二年（七七二）、白壁天皇（光仁）の施入であつたと記されている。ただし、これだけでは岡本寺がこの寺か分らない。

次に、その岡本寺が、別称とも言うべき岡本禪院、岡本院とともに『正倉院文書』に見える。次の通りである。

①造東大寺司牒案（天平勝宝二年三月三日、『大日本古文書』一一ノ一七六）

「千部用仁王疏反上」

造東大寺司 牒岡本寺

奉請法花經壹百玖拾部（以下略）

牒、紫微中台今月二日牒旨、奉請如前、故牒、（以下略）

②造東大寺司櫃納經并未返經論注文（天平勝宝二年十二月二十四日、一一ノ四四九）

「十六合納一切經一部并十部花嚴經奉請大安寺

十一合納一切經一部阿含經百九十七卷奉請豊前国大神宮司

六合納法花經一百(九十)部一千五百廿卷奉請岡本禪院(千部之内者)

二合納大般若經一部奉請掃守寺

二合納仁王經疏奉請内裏

今遺十五合(並納經)

(以下略)

③間写經本納返帳(天平十九年十二月六日、九ノ六一二)

「楞伽經一部四卷

(中略)

右、以天平勝宝五年二月十日、為本、自内裏奉請如前(以下略)

「右以八月十八日依次官宣奉返岡本院……」

④造東大寺司牒(天平勝宝五年八月十九日、一三ノ二三)

「造東大寺司 牒岡本院

楞伽經一部四卷

⑤造東大寺司牒案(天平勝宝九歲七月廿日、一三ノ二三五)

「造東大寺司 牒岡本院

奉請仁王經

⑥奉写一切經所解牒案等帳(天平宝字五年正月六日、一五ノ二六)

「忌日御齋會奉写一切經所」

東大寺奉写一切經所牒 岡本院

合經論「二十五卷」

弥勒下生成仏經一卷 太子沐魄經一卷

大乘伽耶山頂經一卷 不空絹索陀羅尼經一卷

六字大陀羅尼經一卷 金剛般若論二卷

涅槃論一卷 八無暇有暇經一卷

能断金剛般若婆羅密多經頌論一卷

能断金剛般若婆羅密多經論釋三卷

郁伽長者所問經一卷

離睡經一卷 法花玄論十卷

右、為用本經、所請如件、以牒、

(以下略)

①は岡本寺、②は岡本禪院、③④⑥は岡本院とされているが、これらが同一の寺院であることは確かと思われる。特に、①の「法花經壹百玖拾部」と②の「法花經一百(九十)部」とが同じものであることは明らかで、これにより、岡本寺と岡本禪院が同一であることは明らかであろう。また、岡本院は岡本禪院を略したものであるう。

そこで、岡本寺について具体的に考えることにするが、すでに明らかな事實は、『新抄格勅符抄』から、少なくとも奈良朝末には封戸百戸を有する有力な寺院であったこと(当時、百戸を上回る封戸を有する寺院は、全国でわずかに十二カ寺にすぎず、ちなみに法隆寺は封二百戸である)。また、右の③以下の文書が示すように、造東大寺司に多くを貸与するほど經典の蓄積があることである。これらにより、岡本寺が当時の権力中枢と結びついた寺であったと推測することは可能であろう。

しかし、この寺の性格を端的に示すものは、何と言っても岡本禪院の呼称、とりわけ禪院の呼称である。奈良時代に禪院とよばれた寺院は四つあり、この岡本禪院もその一つである。しかも、他の三つは性格がほぼ明らかとなっている。とすれば、他の三つの禪院の理解を援用すれば、この岡本禪院も解明できる可能性があると言えよう。

まず第一は、道昭の禪院で、『続日本紀』文武四年三月己未条の道昭伝によれば、入唐留学から帰国した道昭は、元興寺の東南隅に禪定を修し、また、唐から将来した仏舍利・仏典などを収蔵するために一院を建立し、禪院と称したという。その後、和銅四年(七一)に平城京に移り、元興寺から独立して禪院寺と称されることになる。多くの仏典を所蔵していたため、金光明寺写経所の写経事業に借用されるところとなり、天平十八年頃には「禪院寺経目録一卷」が写一切経司に送られている。⁽⁹⁾つまり、この禪院は、道昭の建立といっても、当然のごとく国家の篤い保護のもとに成立したことは明らかで、禪定と仏典の収蔵を目的とした施設と言える。これと同様に考えられるのが『続日本紀』天平宝字元年十一月壬寅条に見える唐禪院である。これは鑑真のために建てられたもので、『東大寺要録』巻第四によると、天平勝宝七年(七五五)の創建と伝えるから、鑑真の渡来の際年のことである。後に唐招提寺に移されるが、道昭の禪院と同じく、禪定と仏典の収蔵を目的としたものと考えてよいであろう。

ともかく、右の二つの禪院は、道昭と鑑真という偉大な僧侶の存在に即して創建されたものであるが、これに対し、必ずしも由来が明らかでないのが小治田禪院⁽¹⁰⁾とこの岡本禪院である。

しかし、前者に関しては、石上英一氏の研究があり、それによれば、小治田禪院は、飛鳥古京の小治田宮と関連する皇室関係の仏教施設で、倭京留守司的機能を有する嶋宮の管理下にあったとされている。⁽¹¹⁾また、最近でも、小沢毅氏は、推古朝の正宮であった小墾田宮はその後も維持され、壬申の乱に際しての天武紀元年六月己丑条に「小墾田の兵庫」が、また、『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)八月辛未条には、淳仁天皇が、播

磨・備前・備中・讃岐等国の糯三千斛を小治田宮に収めた上で、乙亥条で小治田宮に幸したとされているから、多くの倉庫群や殿舎を含む施設が奈良時代末まであったと述べられ、最近の発掘成果によりつつ、その位置を雷丘東方遺跡の地とされている⁽¹²⁾。その際、小沢氏は小治田禪院にも言及し、雷丘東方遺跡のさらに東方に当たる奥山廃寺をそれに当てられた。ともかく、この石上、小沢両氏らの研究により、推古朝の正宮であった小墾田宮はその後も長く皇室の施設として維持されており、小治田禪院は、その一環として皇室の仏教施設の役割を果たしていたと考えてよさそうである。

結局、禪院というのは、本来は寺院の一種を意味すると考えてよいが、奈良時代においては、皇室ないし国家と密接な関係を有する施設で、僧侶の禪定と仏典の収蔵を目的としていたということになる。

そこで、再び、岡本禪院であるが、先に見た多くの仏典を所有し、権力中枢と結びついているという評価は、明らかに、他の三つの禪院と共通するものである。『新抄格勅符抄』には、岡本寺と小治田寺が相並んで記されているのも、それを暗示させると言えよう。その際、封戸の戸数が小治田寺の五十戸に対し、岡本寺が百戸であるのは、少なくとも、寺格の上で、岡本寺が小治田寺より低いということはなかった根拠となるであろう。とすれば、この場合の権力中枢とは皇室の可能性が高く、小墾田宮と同様かつての正宮と考えるべきであろう。もちろんそれは岡本宮で、具体的には舒明の岡本宮か斉明の後岡本宮ということになる。しかし、舒明の岡本宮はすでに焼失しているのであるから、結局、斉明の後岡本宮ということになる。結論として、岡本禪院は、後岡本宮と密接な関連を持った仏教施設であったと考えられるのである。

ただし、若干の問題は、この後岡本宮は、朱鳥元年に飛鳥浄御原宮と改称されていることである。しかし、この名称は天武の病氣平癒のための特別なものである⁽¹³⁾。天武が亡くなり、その後、藤原京、さらに平城京に遷った後も、その名称でよばれていたと考える必要はあるまい。少なくとも持統の没後は、天武・持統朝の呼称とは区別して、再び地名により岡本宮とよばれるようになったのではなからうか。そして、この岡本宮と密接

な関係を有する皇室の仏教施設として岡本禅院があつたのであり、それ故にこそ、『書紀』編纂当時の認識において、岡本宮が聖德太子の法華経講説にふさわしい場所とされたのである。⁽¹⁴⁾

ところで、このように奈良時代になつても飛鳥古京の宮が大規模に維持され、しかも、平城京の皇族・貴族らが、この地と日常的に交流していたとすれば、二条大路木簡や『正倉院文書』に見える「岡本宅」もこの飛鳥古京の岡本宮の周辺に求めてよいであろう。⁽¹⁵⁾ 前者は藤原麻呂家の施設で、後者も藤原氏の誰かの施設であろうが、おそらくは岡本宮や岡本禅院の周辺で、これらと密接に関係するかたちで機能していたのであろう。それ故、少なくとも、岡本の地名を斑鳩に求める必要はすでになく、ましてや、上宮王家の岡本宮なども存在せず、岡本禅院を尼寺である法起寺と混同するなど論外というべきであらう。

おわりに

少なくとも、平安時代前期までは、斑鳩に岡本なる地名は存在しないこと。法起寺の俗称は池後寺のみであること。唯一の例外である『靈異記』は、『書紀』の誤読によるものであり、そこに見える岡本尼寺も法起寺のことではありえないこと。さらに、『正倉院文書』等に見える岡本禅院は、飛鳥古京の岡本宮の周辺にあつた皇室関係の仏教施設であることなどを論じてきた。ただ、紙数の都合もあり、『露盤銘』については論ずることができなかったが、聖德太子が山本宮を遺言により寺としたのが法起寺であるという趣旨が、まったく信憑性を持たないことは、これまでの考察で十分推測しうろと考える。聖德太子の山本宮などという宮は存在しなかったからである。では、今日の岡本の地名はいつからかということになるが、それは、『法隆寺別当次第』の永保元年(一〇八一)の記事で、この時はじめて法起寺が岡元寺とよばれ、そこで『露盤銘』の存在が主張されるのである。聖德太子信仰の新たな展開を示す記事であるが、これについては別稿に譲ることにする。

註

- (1) たとえば『大和古寺大観第一巻、法起寺・法輪寺・中宮寺』（岩波書店、一九七七年）など。
- (2) 大山誠一「聖德太子の研究の再検討」（『長屋王家木簡と金石文』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九六年）、『聖德太子の誕生』（吉川弘文館、一九九九年）。
- (3) なお、都合により、『露盤銘』についての考察は『弘前大学国史研究』一一〇号に掲載の予定である。
- (4) 小沢毅「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮——七世紀の飛鳥地域における宮都空間の形成——」（奈良国立文化財研究所創立四十周年記念論文集『文化財論叢Ⅱ』一九九五年）。
- (5) 『露盤銘』の山本宮については別稿（註（3））で論ずる。
- (6) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報（十三）』（奈良国立文化財研究所、一九九八年）
- (7) 説話の内容が、『書紀』と微妙に異なる上に、飢者が詠んだという「いかるがのとみのをがわのたえばこそわがおほきみのみなわすられめ」というのも『靈異記』の創作で、後に『帝説』に継承され、巨勢三枝の作とされる。
- (8) 本稿の趣旨からははずれるが、推古十四年条の聖德太子の經典講説記事全体について述べておきたい。その部分は、次のように七月条と是歳条の二つからなっている。

秋七月、天皇詣皇太子、令講勝鬘經。三日説竟之。

是歳、皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨国水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

これを見ると、七月条の方は、勝鬘經を七月に三日間でというように、講説の行為を具体的に示そうとしている。勝鬘經というのも、女性である勝鬘夫人が主人公であるため、推古天皇にあさわしい經典と考えられたのであろう。ところが、是歳条の方は、講説の月も所要日数も示さず、時間的には無頓着であるが、岡本宮という場所と斑鳩寺への播磨国の水田施入という場所に関しては妙に具体的である。

これをどのように考えるかであるが、『書紀』の聖德太子関係記事を道慈と考えたと（註（2）参照）、道慈は、聖德太子の

仏教信仰を示すため、まず、推古女帝にふさわしい勝鬘經講説の七月条を述作したが、その後、自らが重視する法華經の講説も必要と考え、さらに七月条では不足していた講説にふさわしい場所と天皇の反応を示すため、岡本宮と天皇による水田施入の記事を付加したものと考える。もちろん、法隆寺が播磨国に水田を所有していることを確認した上でのことであろう。つまり、七月条と是歳条は、結果として補い合って聖德太子の仏教理解の高さを示すために述作されているのである。それ故、『法隆寺資財帳』が、この勝鬘法華兩經の講説と水田施入を一括して扱っているのも、必ずしも不当とは言えないであろう。

(9) 『天日本古文書』二四ノ三九〇。なお、道昭の禪院に関しては、藤野道生『禪院寺考』(『史学雑誌』六六・九、一九五七年)が詳細に論じている。また、最近、飛鳥池遺跡出土の木簡の中に「禪院」の語を記したものがあり、道昭の禪院のことと思われる。

(10) 『天日本古文書』三ノ三九三、四七七。

(11) 石上英一「官奴婢について」(『史学雑誌』八〇・一〇、一九七一年)。

(12) 小沢、註(4) 前掲論文。なお、最初に、小治田宮を雷丘東方遺跡に比定したのは、直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置」(『今井林太郎先生喜寿記念会編』『国史学論集』一九八八年。のち同氏著『飛鳥 その光と影』吉川弘文館、一九九〇年に収録)である。

(13) 今泉隆雄「飛鳥浄御原宮」の宮号命名の意義」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出時のタイトルは「飛鳥浄御原宮」の宮号について)一九八五年。

(14) 以上の四つの禪院の外に、『大安寺資財帳』には「合寺院地壹拾伍坊」のうち「一坊半禪院食堂并太衆院」、「合禪院舍捌口」、その詳細は堂一口、僧房六口、廊廊一条、また「合倉式拾肆口」のうち「甲倉一口在禪院」と見え、大安寺にもかなりの規模の禪院があったようである。ただ、それがいかなる性格のものか簡単には判断できないが、他の禪院を参考にして、国家の篤い保護を受け、禪定と仏典の收藏を目的とした施設と考えてよければ、養老二年に、唐から多くの仏典をもたらし、天平元年に大安寺を奈良に遷造した道慈の存在を想起せねばなるまい。道昭と鑑真のために禪院が建てられたのなら、道慈のためにも禪院が建てられたとして不思議はないからである。とすれば、この多数の僧坊・堂・食堂・甲倉などからなる大安寺の道慈の禪院こそ、逆に他の禪院の具体像を知る上で得難い資料と言ふことになる。

また、以上のように考えてくると、道昭・道慈・鑑真とならんで、唐から多くの仏典をもたらしたもう一人の人物、すなわち玄防の禪院も存在したと考えたくなると思うが、もちろんそれが、金光明寺写経所あるいはその前身施設であったことは

言うまでもないであろう。

(15) 西洋子「岡本宅少考」(『国史談話会雑誌』第三八号、一九九七年)も、岡本宅の所在地として高市郡明日香村の可能性が高いことを指摘されている。

(二〇〇〇年十月二日 受理)